平成十八年法務省令第五十七号

刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則

法を実施するため、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律施行規則を次のように定める。 目

総則 (第一条—第八条)

収容の開始(第九条・第十条)

処遇の態様 (第十一条)

第四章 起居動作の時間帯等(第十二条・第十三条)

第五章 物品の貸与等及び自弁 (第十四条—第十七条)

第六章

第七章 保健衛生及び医療 (第二十四条―第三十二条)

金品の取扱い (第十八条—第二十三条)

第九章 第八章 書籍等の閲覧(第三十三条・第三十四条) 規律及び秩序の維持 (第三十五条—第四十二条)

第十章 第十一章 矯正処遇の実施等(第四十三条―第六十五条の二)

第十二章 外部交通(第六十六条—第八十四条) 賞罰 (第八十五条—第九十条)

第十三章 釈放及び死亡 (第九十一条—第九十四条) 労役場及び監置場 (第九十五条―第九十七条)

雑則 (第九十八条)

章 総則

第一条 この規則は、刑事施設及び被収容者の処遇に関し、 の他法の施行に必要な事項を定めるものとする。 関する法律(平成十七年法律第五十号。以下「法」という。)の規定による委任に基づく事項そ 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に

(刑事施設視察委員会の名称)

第二条 刑事施設視察委員会(以下「委員会」という。)の名称は、 置かれる刑事施設の名称を冠したものとする。 視察委員会という文字にその

第三条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

(委員長)

委員長は、委員会の会務を総理する。

3 (委員会の議事) 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する

第四条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、 会議を開き、議決をすることができない。

(委員会の庶務) 前二項に定めるもののほか、委員会の議事に関し必要な事項は、委員会が定める。

第五条 委員会の庶務は、その置かれる刑事施設の庶務課において処理する。

(委員会に対する情報の提供)

第六条 刑事施設の長は、毎年度、 を提出するものとする。 する次に掲げる事項について、 刑事施設の運営の状況を把握するのに必要な情報を記載した書面 その年度における最初の委員会の会議において、刑事施設に関

敷地及び建物の概況

職員定員及びその充足の状況収容定員及び収容人員の推移

参観の許否の状況

事施設及び受刑者の処遇等に関する法律(平成十七年法律第五十号)の規定に基づき、及び同

宗教家による宗教上の儀式行事及び教誨の実施の状況被収容者に対して講じた保健衛生上及び医療上の措置の状況

法第四十条の規定による物品の貸与及び支給並びに法第四十一条の規定による自弁の物品の

自弁の書籍等(書籍、雑誌、 新聞紙その他の文書図画 (信書を除く。) をいう。 以下同じ。)

の閲覧の禁止又は制限の状況

民間の篤志家、関係行政機関その他の者による受刑者の処遇に関する協力の状 規律及び秩序を維持するために執った措置の状況

実施の状況 矯正処遇等 (矯正処遇及び法第八十五条第一項の規定による指導をいう。以下同じ。) の

法第百六条第一項の規定による支援の実施の状況

被収容者による面会、信書の発受及び法第百四十六条第一項に規定する通信の許 否 禁

差止め又は制限の状況

懲罰の科罰の状況

十十五四止 申告及び苦情の申出の状況並びにそれらの処理の結果 審査の申請、再審査の申請、法第百六十三条第一項又は第百六十五条第一項の規定による

仮釈放及び仮出場を許すべき旨の申出の状況

な情報を記載した書面を提出するものとする。 刑事施設の長は、次に掲げる場合には、委員会の会議において、 その状況を把握するのに必

刑事施設の運営の状況に相当程度の変更があった場合

委員会から刑事施設の運営の状況について説明を求められた場合

委員会の意見を受けて措置を講じた場合

(委員会の意見の反映)

第六条の二 刑事施設の長は、できる限り、委員会が述べた意見を刑事施設の運営に反映させるた めに必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(刑務官の指定)

第七条 刑務官は、 次に掲げる者のうちから指定する。

刑事施設の長

和二十五年法律第九十五号)別表第四イ公安職俸給表(一)の適用を受ける法務事務官、刑事施設の職員(刑事施設の長を除く。)であって、一般職の職員の給与に関する法律 一般職の職員の給与に関する法律 昭

(刑務官の階級)

第八条 る 刑務官の階級は、 矯正監、 矯正長、 矯正副長、 看守長、 副看守長、 看守部長及び看守とす

(収容開始時の告知の方法等)

2 第九条 法第三十三条の規定による告知を行う際には、同条第一項第六号及び第八号から第十一号 までに掲げる事項については、刑事施設の職員により、その概要を口頭で説明するものとする。

として刑事施設の長が指定する室をいう。以下同じ。)に備え付けるものとする。 法第三十三条第二項の書面は、居室(被収容者が主として休息及び就寝のために使用する場所

合には、その都度、被収容者に対し、変更された内容を書面で告知しなければならない。この場

刑事施設の長は、法第三十三条の規定による告知を行った後、告知した内容に変更があった場

(識別のための身体検査の方法)

合においては、前二項の規定を準用する。

第十条 法第三十四条第一項の規定による検査は、 次に掲げる方法により行うものとする。

顔写真の撮影

身体の特徴の見分

指紋の採取

他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。)による採取 手の静脈の電子計算機の用に供される画像情報の電磁的方法(電子的方法、 磁気的方法その

第三章 処遇の態様

(法第三十五条第一項に規定する法務省令で定める場合)

- 法第三十五条第一項に規定する法務省令で定める場合は、 次に掲げる場合とす る。
- 運動、入浴又は面会の場合
- 健康診断又は診療の場合
- 第四章 起居動作の時間帯等前二号に掲げる場合のほか、居室において行うことが困難な処遇を行う場合

(起居動作の時間帯)

基準に従い定めるほか、居室に在室していることを確認するための点検の時間帯について定める:十二条 法第三十八条第一号に掲げる時間帯は、次の各号に規定する時間帯について次に掲げる ものとする。 3

定めること。 いては午前十一時から午後一時までの間で、夕食については午後四時から午後七時までの間で 食事の時間帯は、朝食については午前六時三十分から午前八時三十分までの間で、昼食につ

4

- 就寝の時間帯は、 午後九時から翌日の午前八時までの間で、連続する八時間以上の時間帯を
- 動を行う機会を与えるときは、午前七時から午後七時までの間で定めることができる。 入浴の時間帯は、午前七時から午後九時までの間で定めること。 運動の時間帯は、午前七時から午後五時までの間で定めること。ただし、居室内において運
- 法第三十八条第二号に掲げる時間帯は、次に掲げる基準に従い定めるものとする。
- 時間を超えるときは、その途中に、二十分以上の休憩の時間帯を定めること。 矯正処遇等の時間帯は、午前七時から午後七時までの間で定め、矯正処遇等を行う時間が六
- いては、二時間以上の時間帯を定めること。 余暇に充てられるべき時間帯(以下「余暇時間帯」という。)は、矯正処遇等を行う日にお
- 3 期限その他の事情から必要があるときは、前二項各号に掲げる基準によらないで定めることがで法第三十八条各号に掲げる時間帯は、受刑者について、作業の性質、製造作業に係る製品の納

(余暇活動の援助)

第十三条 法第三十九条第二項の規定による援助は、次項に定めるところによるほか、運動競技そ 他の複数の被収容者が共同で参加することができる活動の企画、刑事施設に備え付けた書籍 その他の被収容者にあっては食事、就寝その他の起居動作をすべき時間帯以外の時間帯をい 以下同じ。)における活動を行うのに必要かつ適切な措置を講ずることにより行うものとす 運動器具、遊具その他の物品の貸与その他余暇時間帯等(受刑者にあっては余暇時間帯をい

受刑者の余暇時間帯における教育的活動に要する費用については、刑事施設の長がその活動の 1容に照らして相当と認めるときは、 その全部又は一部を国庫の負担とする。

(室内装飾品の貸与等) 第五章 物品の貸与等及び自弁

第十四条 被収容者には、室内装飾品は、法第八十九条の規定による優遇措置(以下「優遇措置」 できるものとする。 という。)として貸与するほか、その者の処遇上特に適当と認める場合に限り、貸与することが

2 う場合並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)第二条に規定する国民 被収容者には、嗜好品は、優遇措置として支給するほか、受刑者の処遇として特別な行事を行 祝日、一月二日及び一月三日に限り、支給することができるものとする。

3 物品の品名及びその貸与又は支給の基準は、 前二項に定めるもののほか、法第四十条第二項の規定により被収容者に貸与し、 法務大臣が定める。 又は支給する

2

(受刑者の自弁の物品の使用等)

第十五条 受刑者には、法第四十一条第一項各号に掲げる物品 要な数量の範囲内で、自弁のものの使用又は摂取を許すことができるものとする。 物品を除く。以下この条及び次条において同じ。)について、この条の定めるところにより、 (法第四十二条第一項各号に掲げる 必

認めるときに限り、自弁のものの使用を許すことができるものとする。 業(法第九十六条第一項の規定による作業をいう。以下同じ。)を行わせる場合において適当と ものの使用を許すものとするほか、それら以外の物品については、護送する場合及び外部通勤 に限る。)及び靴下について、自弁のものの使用を許し、寝衣について、優遇措置として自 受刑者には、法第四十一条第一項第一号に掲げる物品は、下着(法務大臣が定める品名のも 0)

ものについて、優遇措置として自弁のものの摂取を許すほか、外部通勤作業を行わせる場合、 適当と認めるときに限り、自弁のものの摂取を許すことができるものとする 第百六条の二第一項の規定により外出又は外泊を許す場合その他法務大臣が定める場合において 受刑者には、法第四十一条第一項第二号及び第四号に掲げる物品は、法務大臣が定める品名 法の

弁のものの使用を許すことができるものとする。 て、優遇措置として自弁のものの使用を許すほか、その者の処遇上適当と認める場合に限り、 受刑者には、法第四十一条第一項第三号に掲げる物品は、法務大臣が定める品名のものについ 自

5 おける娯楽的活動に用いる物品(法務大臣が定める品名のものに限る。)について、優遇措置と ついて、自弁のものの使用を許すことができるものとする。 して自弁のものの使用を許すほか、次に掲げる物品(法務大臣が定める品名のものに限る。) 受刑者には、法第四十一条第一項第五号に掲げる物品は、サンダル、座布団及び余暇時間帯に に

タオル、石けん、洗髪剤、洗顔用具、調髪用具、靴その他の日用品

文房具その他の余暇時間帯における知的及び教育的活動に用いる物品

の他の事情に照らして使用することが必要なもの 手袋、マスクその他の身体に装着する物品(衣類を除く。)であって、受刑者の健康状態そ

6 第二章第十二節の規定により禁止される場合には、これを許さないものとする。受刑者としての刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合並びに法第二編 地位に照らして使用又は摂取を許すことが適当でない物品についても、同様とする。 受刑者には、法第四十一条第一項各号に掲げる物品についての自弁のものの使用及び摂取は、

摂取を許す基準は、法務大臣が定める。 前各項に定めるもののほか、法第四十一条第一項の規定により受刑者に自弁の物品の使用又は

(受刑者以外の被収容者の自弁の物品の使用等)

7

| 第十六条 受刑者以外の被収容者には、法第四十一条第一項各号に掲げる物品及び寝具について、 この条の定めるところにより、必要な数量の範囲内で、 自弁のものの使用又は摂取を許すものと

2 受刑者以外の被収容者には、法第四十一条第一項第三号に掲げる物品は、 名のものについて、自弁のものの使用を許すものとする。 法務大臣が定める品

3 ついて、自弁のものの摂取を許すものとする。 受刑者以外の被収容者には、法第四十一条第一項第四号に掲げる物品は、 たばこ以外の物品に

4 務大臣が定める品名のものに限る。)について、自弁のものの使用又は摂取を許すものとする。 受刑者以外の被収容者には、法第四十一条第一項第五号に掲げる物品は、次に掲げる物品 タオル、石けん、洗髪剤、洗顔用具、調髪用具、サンダル、座布団、 ハンガーその他の日

二文房具、 手袋、マスクその他の身体に装着する物品(衣類を除く。)であって、 遊具その他の余暇時間帯等における知的、教育的及び娯楽的活動に用いる物品 受刑者以外の被収容

者の健康状態その他の事情に照らして使用することが必要なもの

(法第四十二条第一項第五号に規定する法務省令で定める物品)

第十七条 法第四十二条第一項第五号に規定する法務省令で定める物品は、 次に掲げる物品とす

場合その他の刑事施設の長がかつらの着用を許すことが適当と認める場合に限る。) かつら (法第百六条の二第一項の規定により外出し、又は外泊する場合、裁判所に出 「頭する

(差入れの申出書の提出等) 氏名、生年月日、住所、電話番号及び職業 これを記載した申出書の提出を求め、又は質問することができる。 刑事施設の長は、被収容者に金品を交付しようとする者に対し、 次に掲げる事項につい

交付の相手方である被収容者の氏名及びその者との関係

交付しようとする現金の額又は物品の品名及び数量

類その他の物件の提出又は提示を求めることができる。 刑事施設の長は、前項に規定する者に対し、同項第一号及び第二号に掲げる事項を証明する書

(保管私物の保管方法)

いう。)は、刑事施設の長が指定する居室内又は居室外の棚、容器その他の保管設備に保管させ;十九条 法第四十八条第一項に規定する保管私物(以下この条及び次条において「保管私物」と るものとする。 2

保管私物を出し入れする機会を与えなければならない。ただし、居室棟外の保管設備について、保管私物を居室外の保管設備に保管させるときは、被収容者に、一日に一回以上、その設備に 次に掲げる日にその機会を与えることが刑事施設の管理運営上困難であるときは、この限りでな

から十二月三十一日までの日 土曜日、 国民の祝日に関する法律に規定する休日、一月二日、一月三日及び十二月二十九日 2

要な作業をいう。以下同じ。)を除く。)以外のものを行う日として定める日 作業(連日作業(炊事、食事の配給又は畜産に関する作業その他その性質上連日行うことが必 刑事施設の長が、一月につき四日の範囲内で、その刑事施設において矯正処遇等のうち専ら法務大臣が定める七月から九月までの間の前二号に掲げる日を除いて連続する三日

(法第四十八条第二項に規定する法務省令で定めるもの)

第二十条 法第四十八条第二項に規定する保管私物及び被収容者について領置している物品から除 4 3

一 被収容者が当事者である係属中の裁判所の事件に関する記録その他の書類又はその写しくものとして法務省令で定めるものは、次に掲げる物品とする。

眼鏡その他の補正器具

(差入れ等に関する制限)

第二十一条 等の購入についての制限は、次に掲げる制限をすることにより行うことができるものとする。 次のイ又は口に掲げる事項についての制限 法第五十一条の規定による被収容者に対する金品の交付及び被収容者による自弁物品

被収容者に対する金品の交付の申出及び被収容者による自弁物品等の購入の申請の日及び

が一定の期間内に購入する自弁物品等の種類ごとの数量 一人の者が一定の期間内に一人の被収容者に交付する物品の種類ごとの数量及び被収容者

事施設の長が定める種類のものについて、 #施設の長が定める種類のものについて、刑事施設の長が指定する事業者から購入するものに一被収容者に交付しようとする物品又は被収容者が購入しようとする自弁物品等であって、刑

(法第五十五条第一項に規定する法務省令で定める遺族その他の者)

法第五十五条第一項に規定する法務省令で定める遺族その他の者は、 次に掲げる者と

被収容者が指定した者(一人に限る。)

む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹 被収容者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含

三 被収容者がその国籍を有する外国の大使、公使、領事官その他領事任務を遂行する者 (死亡者の遺留物の引渡し)

第二十三条 死亡した被収容者の遺留物(刑事施設に遺留した金品をいう。以下同じ。)は、 知を行った場合(その者がその遺留物の交付を申請しない旨の意思表示をしたときを除く。)に 二条第一項各号に掲げる順序に従いその者より先順位の者に対し法第百七十六条の規定による通 おいて、相当の期間内に、その者からその引渡しの申請があったときは、その遺留物は、その 各号に掲げる者のうち、最初にその引渡しを申請した者に引き渡すものとする。ただし、第九十 に引き渡す

第七章 保健衛生及び医療

(法第五十七条に規定する法務省令で定める日等)

第二十四条 法第五十七条に規定する法務省令で定める日は、 次に掲げる日とする。

第十九条第二項第二号から第四号までに掲げる日

二 三十分以上矯正処遇として運動を行う日であって、 囲内で定める日 刑事施設の長が、一 週間につき三日

被収容者には、 一日に三十分以上、 かつ、 できる限り長時間、 運動の機会を与えるものとす

(入浴の回数等)

第二十五条 被収容者には、収容の開始後速やかに、及び一週間に二回以上(閉居罰(法第百五十 上)、入浴を行わせる。 | 条第一項第六号の懲罰をいう。以下同じ。) を科されている者については、 一週間に 以

女子の被収容者の入浴の立会いは、女子の職員が行わなければならない

(受刑者の調髪及びひげそりの回数等)

第二十六条 男子の受刑者には、刑の執行開始後速やかに、 せる。 及びおおむね一月に一 回 調髪を行わ

2 男子の受刑者には、刑の執行開始後速やかに、及び一週間に二回以上 者については、一週間に一回以上)、ひげそりを行わせる。 (閉居罰を科されている

女子の受刑者には、必要があるときに、調髪及び顔そりを行わせる

相当と認めるときは、調髪又はひげそりを行わせないものとする。 て、その宗教、その者が国籍を有する国における風俗慣習、釈放の時期その他の事情を考慮して 前三項の規定にかかわらず、受刑者が調髪又はひげそりを行わないことを希望する場合にお

受刑者に行わせる調髪の髪型の基準は、法務大臣が定める。

5

(受刑者以外の被収容者の調髪及びひげそりの回数等)

第二十七条 受刑者以外の被収容者であって男子であるものには、おおむね二月に一回以上、 を行うことを許すものとする。

とを許すものとする。 受刑者以外の被収容者であって女子であるものには、 おおむね三月に一回 以上、 調髪を行うこ

受刑者以外の被収容者であって男子であるものには、一週間に二回以上(閉居罰を科されてい

る者については、一週間に一回以上)、ひげそりを行うことを許すものとする。 受刑者以外の被収容者であって女子であるものには、 一月に一回以上、 顔そりを行うことを許

4

すものとする。

3

2

5 受刑者以外の被収容者の行う調髪(自弁により行うものを除く。)の髪型の基準は、 が定める。

(調髪及びひげそりの方法の基準)

第二十八条 被収容者の行う調髪、 ひげそり及び顔そりの方法の基準は、 法務大臣が定め

第二十九条 法第六十一条第一項前段の規定による健康診断は、次に掲げる事項について行うもの とする。ただし、第一号、第三号(体重の測定を除く。)及び第五号から第十一号までに掲げる 略することができる 事項については、医師が法務大臣が定める基準に従い必要でないと認めるときは、健康診断を省

- 既往歴、生活歴及び家族の病歴の調査
- 自覚症状及び他覚症状の検査
- 身長及び体重の測定並びに視力及び聴力の検査
- 血圧の測定
- 尿中の糖及び蛋白の有無の検査
- 胸部エックス線検査
- 血色素量及び赤血球数の検査

GTP) の検査 ルビックトランスアミナーゼ(GPT)及びガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ(γー 血清グルタミックオキサロアセチックトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミックピ

トリグリセライドの量の検査 血清総コレステロール、高比重リポ蛋白コレステロール(HDLコレステロール)及び血清

2

血糖検査

心電図検査

要と認める事項について行うものとする。 法第六十一条第一項後段の規定による健康診断は、 前項第二号に掲げる事項のほか、 医師が必

事項を具体的に指示するものとする。 同じ。)を受けることを許す場合には、同項の診療を行う医師又は歯科医師に対し、次に掲げる<三十条 刑事施設の長は、法第六十三条第一項の規定による診療(栄養補給の処置を含む。以下 (指名医の遵守事項) 次に掲げる

二 診療に用いる器具、材料、薬剤その他の物品について、刑事施設の長が指定するもの以外の一 正当な理由なく、診療を行う場所以外の場所に立ち入ってはならないこと。 ものを使用してはならないこと。

被収容者と金品の授受をしてはならないこと。

前各号に掲げるもののほか、刑事施設の規律及び秩序を維持するため必要な事項被収容者と診療のため必要な範囲を明らかに逸脱した会話をしてはならないこと

(法第六十四条に規定する法務省令で定める措置)

第三十一条 感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類その他の物中十一条 法第六十四条に規定する法務省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。 衣類その他の物品について

の消毒、廃棄その他病原体の繁殖及び飛散を防止する措置

二 作業を行わせないこと。

三 入浴又は調髪を行わせないこと。

(一般用医薬品の自弁)

第三十二条 ることがその健康を害するおそれが少ないものについて、刑事施設の規律及び秩序の維持その他って、被収容者の健康状態に照らして、使用することが必要となる可能性があり、かつ、使用す るために保管することを許すものとする。 管理運営上支障を生ずるおそれがある場合を除き、必要な数量の範囲内で、自弁のものを使用す 医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五十二条 法務大臣が指定する刑事施設においては、刑事施設の長は、被収容者に対し、医薬 第四条第五項第四号に規定する一般用医薬品(法務大臣が定める品名のものに限る。)であ

2 の保管設備に保管させるものとする 被収容者が前項の規定により保管する一般用医薬品は、必要があるときにその使用を不当に妨 ることにならない限りにおいて、刑事施設の長が指定する居室内又は居室外の棚、 容器その他

4

第八章 書籍等の閲覧

第三十三条 法第七十条第二項に規定する翻訳の費用は、書籍等の閲覧の目的及び被収容者の負担 別の事情があるときを除き、この限りでない。 とができるものとする。ただし、被収容者が次の各号のいずれかに該当する者である場合は、 能力に照らしてその者に負担させることが相当と認められるときに限り、その者に負担させるこ 特

- 国語を読解する能力を有しない者
- 点字によらなければ書籍等を閲覧できない者

(新聞紙に関する制限)

第三十四条 法第七十一条の規定による被収容者が取得することができる新聞紙の範囲の制限は、 のとする。時事に関する事項を総合して報道する日刊新聞紙以外の日刊新聞紙についても、同様 新聞紙のうち、被収容者が選択する一紙以上の新聞紙に制限することにより行うことができるも とする。 時事に関する事項を総合して報道する日刊新聞紙について、刑事施設の長が指定する二紙以上の

新聞紙について、刑事施設の長が指定する事業者からの一月以上の継続的な購入に制限すること により行うことができるものとする。 法第七十一条の規定による被収容者が取得することができる新聞紙の取得方法の制限は、日刊

第九章 規律及び秩序の維持

(法第七十六条第一項に規定する法務省令で定める場合)

第三十五条 法第七十六条第一項に規定する法務省令で定める場合は、 第十一条各号に掲げる場合

とする。

| 第三十六条 | 法第七十七条第一項又は第二項の措置に必要な警備用具は、次に掲げるものとする。 (警備用具)

警じよう

さすまた

五. 催涙弾及び着色弾並びにこれらの発射機

(捕縄及び手錠の使用方法) 催涙スプレー

第三十七条 被収容者を護送する場合に使用することができる手錠は、被収容者が法第七十八条第 項各号のいずれかの行為をするおそれがある場合を除き、 別表第一に定める第一種の手錠とす

2 ければならない。 被収容者に捕縄を使用する場合には、 血液の循環を著しく妨げることとならないよう留意しな

(捕縄、手錠及び拘束衣の制式)

第三十八条 捕縄、手錠及び拘束衣の制式は、 別表第一のとおりとする。

(保護室の構造及び設備の基準)

第三十九条 保護室の構造及び設備の基準は、次のとおりとする

収容された者の身体を傷つけにくい構造及び設備を有すること。

防音上有効な構造及び設備を有すること。

損壊し、又は汚損しにくい構造及び設備を有すること。

室内の視察に支障がない構造及び設備を有すること。

(法第八十条第一項に規定する法務省令で定める場合) 五. 適当な換気、採光、照明、保温、防湿及び排水のための構造及び設備を有すること。

第四十条 法第八十条第一項に規定する法務省令で定める場合は、 次に掲げる場合とする。

同条第三項各号のいずれかに該当することとなるおそれがある場合において、刑事施設の長 被収容者が法第八十条第二項各号のいずれかに該当することとなり、又は被収容者以外の者 小型武器を携帯することを命令したとき。

2

- ついとまがないとき。 前号に規定する場合において、小型武器を携帯することについて、刑事施設の長の命令を待
- (捕縄の使用等の報告) 刑事施設の長の命令により、 小型武器の使用の訓練又は点検、 整備若しくは運搬を行う場合
- 第四十一条 刑務官は、次に掲げる場合には、 速やかに、その旨を刑事施設の長に報告しなければ
- 縄又は手錠を使用したとき。 被収容者が法第七十八条第一項各号のいずれかの行為をするおそれがある場合において、 捕
- 前条第二号に掲げる場合において、 小型武器を携帯したとき
- 武器を使用したとき、

(応急の用務に就いて死亡等した被収容者に対する手当金)

り応急の用務に就いて死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合に同条第二項において準用する{四十二条 第六十一条から第六十三条までの規定は、被収容者が法第八十二条第一項の規定によ 法第百条の規定により支給する手当金について準用する。 3 ない。

第十章 矯正処遇の実施等

(処遇要領の策定等)

でに定めるものとする。 じ。)は、法第八十五条第一項第一号に定める指導(以下「開始時指導」という。)が終了するま1四十三条 - 処遇要領(法第八十四条第二項に規定する処遇要領をいう。以下この条において同 2

被害者等(法第八十四条の二第一項に規定する被害者等をいう。以下同じ。)の被害に関する心・刑事施設の長は、処遇要領を定めるに当たっては、判決書の謄本の閲覧その他の方法により、 情及び被害者等の置かれている状況を調査するものとする。

3 4 ・ 刑事施設の長は、次に掲げる事情その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、処遇要聴取をしていないときは、前項の規定による調査の結果に基づき処遇要領を定めるものとする。・ 刑事施設の長は、開始時指導が終了するまでに法第八十四条の二第三項の規定による心情等の 領を変更するものとする。

法第八十四条の二第三項の規定により心情等を聴取したこと。被害者等の被害に関する心情又は被害者等の置かれている状況の変化

5 (法第八十四条の二第三項に規定する法務省令で定める受刑者) 前四項に定めるもののほか、 処遇要領の策定及び変更に関し必要な事項は、 法務大臣が定め 3

法第八十四条の二第三項に規定する法務省令で定める受刑者は、

全ての受刑者と

(被害者等の心情等の聴取の申出書の提出等)

第四十三条の二

「申出人」という。)に対し、次に掲げる事項について、これを記載した申出書の提出を求め、又第四十三条の三 刑事施設の長は、法第八十四条の二第三項の申出をした者(以下この条において は質問することができる。 4

- 氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号
- 申出に係る受刑者を特定するに足りる事項
- 2 は提示を求めることができる。 刑事施設の長は、申出人に対し、 刑事施設の長は、申出人に対し、前項各号に掲げる事項を証明する書類その他の物件の提出又善申出人が法第八十四条の二第一項に規定する被害者でない場合においては、その者との関係

(被害者等の心情等の聴取の方法等)

第四十三条の四 法第八十四条の二第三項の規定による心情等の聴取は、被害者等の陳述の内容を 録取することにより行うものとする。 ただし、 被害者等があらかじめ法第百三条第四項の申出を

- るときは、当該心情等を記載した書面の提出を受けることにより行うことができる。 しないことを明らかにしているとき又は被害者等の心身の状況その他の事情を考慮し相当と認め
- 又はその指名する職員に行わせることができる。 場合には、当該住所又は居所を考慮して相当と認める刑事施設の長に依頼し、当該刑事施設の長 ることができる。ただし、被害者等の住所又は居所が当該刑事施設の所在地から遠隔の地にある 刑事施設の長は、前項本文に規定する方法による心情等の聴取を、その指名する職員に行わ
- 3 慮するものとする。 法第八十四条の二第三項の規定による心情等の聴取に当たっては、被害者等の心身の状況に配
- 4 たときは、同項の申出をした被害者等に対し、その旨を通知するものとす 刑事施設の長は、法第八十四条の二第三項ただし書の規定により心情等を聴取しないこととし

(法第八十五条第一項第一号に規定する法務省令で定める期間)

第四十四条 法第八十五条第一項第一号に規定する法務省令で定める期間は、二週間とする。

2

- 開始時指導を行わないときは、移送元の刑事施設に収容されている期間は、 刑の執行開始後、受刑者を他の刑事施設に移送する場合において、移送元の刑事施設にお 前項の期間に算入し
- べき刑期、刑事施設への収容歴その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、 を行う期間を延長し、又は短縮することができる。 | き刑期、刑事施設への収容歴その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、開始時指導|| 刑事施設の長は、前二項の規定にかかわらず、開始時指導の進展状況、受刑者の年齢、執行す

(法第八十五条第一項第二号に規定する法務省令で定める期間)

第四十五条 法第八十五条第一項第二号に規定する法務省令で定める期間は、二週間とする。 事情を考慮して必要があると認めるときは、法第八十五条第一項第二号に定める指導を行う期間 刑事施設の長は、前項の規定にかかわらず、受刑者が刑事施設に収容されていた期間その

を延長し、又は短縮することができる。

(矯正処遇等を行う日)

第四十六条 法第八十五条第一項、第百三条又は第百四条の規定による指導(以下 いう。)を行う日は、次に掲げる日以外の日を定めるものとする。 「矯正指 導」と

第十九条第二項第一号から第三号までに掲げる日

- て、その日から一週間以内の刑事施設の長が指定する日 受刑者がその配偶者又は二親等内の血族が死亡したことを知り、 服喪を希望する場合にお
- 第四号に掲げる日とする。 作業(連日作業を除く。次項において同じ。)を行わない日は、 前項各号及び第十九条第二項

2

- は、その作業を行う受刑者には、できる限り、その日から一月以内の前項に規定する日以外の日 は作業を行う日と定めることができる。この場合において、その日に六時間以上作業を行うとき を作業を行わない日と定めるものとする。 前二項の規定にかかわらず、矯正指導を行う場所の確保、製造作業に係る製品の納期限その 事情から必要があるときは、第一項第一号及び第十九条第二項第四号に掲げる日を矯正指導又
- 作業を行わない日を定めるものとする。 連日作業を行う受刑者については、第二項に規定する日の日数及び一日の作業時間を考慮し、

(矯正処遇等を行う時間)

第四十七条 矯正指導及び作業を行う時間は、これらを合算して一日につき八時間を超えない 内で定めるものとする。

2 時間を超えない範囲内で、 事情から必要があるときは、矯正指導及び作業を行う時間は、これらを合算して一日につき十二 前項の規定にかかわらず、矯正指導を行う場所の確保、製造作業に係る製品の納期限その他 同項の範囲を超えて定めることができる。

第四十八条 刑事施設の規律及び秩序を維持するための受刑者の生活及び行動に対する制限は、 始時指導が終了した受刑者について、 第一種、 第二種、 第三種又は第四種の区分 以 下 「制限区 開

- ろにより処遇を行うことにより、順次緩和するものとする。 分」という。) を指定し、又はその指定を変更し、その制限区分の指定に応じ次条に定めるとこ
- 価し、その評価に応じて、制限区分を指定するものとする。 刑事施設の長は、開始時指導を終了した後速やかに、法第三十条の目的を達成する見込みを評
- その評価に応じて、制限区分の指定を変更するものとする。 (居室の指定等) 刑事施設の長は、定期的に、及び随時、前項の見込みを評価し、 適当であると認めるときは、
- 1 第二種又は第三種の制限区分に指定されている受刑者の居室は、刑事施設の規律及び秩序の維される設備又は措置の全部又は一部を設けず、又は講じない室を指定するものとする。 第一種の制限区分に指定されている受刑者の居室は、収容を確保するため通常必要と
- 持に支障を生ずるおそれがない場合において、処遇上適当と認めるときに限り、前項の室を指定 することができるものとする。

Ŧi.

- 3 施設の外の適当な場所で行うことができるものとする。 室棟外の適当な場所で行うものとし、処遇上適当と認めるときは法第八十七条の規定により刑事第一種又は第二種の制限区分に指定されている受刑者については、矯正処遇等は、主として居
- 4 主として居室棟外の適当な場所で行うものとする。 第三種の制限区分に指定されている受刑者については、矯正処遇等は、 刑事施設内において、
- 特に必要がある場合を除き、居室棟内で行うものとする。 第四種の制限区分に指定されている受刑者については、矯正処遇等は、 刑事施設内において、
- 6 事情から実施する必要があると認める場合を除き、刑事施設の長が制限区分に応じた実施の頻度状況の録音若しくは録画その他の刑事施設の規律及び秩序を維持するための措置は、個別具体の法第七十五条第一項の規定による検査、法第百十二条本文の規定による面会の立会い又はその 及び態様の基準として定めるところに従い、実施するものとする。
- 第四十九条の二 刑事施設の長は、第四種の制限区分に指定されている受刑者(法の規定により隔 (第四種の制限区分に係る留意事項)
- を行うとともに、できる限り集団処遇の機会を付与するよう努めるものとする。 離されている者を除く。)に対し、上位の制限区分に指定を変更することができるよう働きかけ (開放的施設における処遇)
- 第五十条 法第八十八条第二項の規定による開放的施設での処遇は、 ている受刑者について行うことができるものとする。 第一種の制限区分に指定され

(制限区分の指定の手続等)

設の規律及び秩序を維持するための受刑者の生活及び行動に対する制限の緩和に関し必要な事項(五十一条)前四条に定めるもののほか、制限区分の指定及びその指定の変更の手続その他刑事施 法務大臣が定める。

(法第八十九条第四号に規定する法務省令で定める処遇)

- 第五十二条 受刑者が発信を申請することができる信書の通数を定めること。 法第八十九条第四号に規定する法務省令で定める処遇は、次に掲げる処遇とする
- (優遇措置) 参加することを許すことその他の刑事施設の長が定める処遇 余暇時間帯において、テレビ若しくはビデオを視聴し、又は刑事施設の長が企画する活動に
- き優遇区分を指定し、その区分に応じて処遇を行うことにより、講ずるものとする 優遇措置は、次に定めるところにより、受刑者について、その受刑態度の評価に基づ
- の評価に基づき、優遇区分を指定するものとする。 受けたものについて、その評価期間が経過した後十日以内に、その評価期間における受刑態度 の末日に優遇区分の指定を受けている受刑者であって、その評価期間内に一月以上刑の執行をいう。)の初日以前から継続して刑事施設において刑の執行を受けている受刑者又は評価期間 刑事施設の長は、四月から九月まで又は十月から翌年三月までの期間(以下「評価期間」と 優遇区分は、第一類、第二類、第三類、第四類及び第五類の区分とする。 2

- Ξ 遇区分を指定し、又は優遇区分の指定を上位の優遇区分の指定に変更することができるものと 受刑態度に加えて、その褒賞に係る行為の内容その他の事情を評価し、その評価に基づき、 の規定による褒賞を行った場合において、必要があると認めるときは、その評価期間における 刑事施設の長は、前号に規定する受刑者に対しその評価期間が経過した後に法第百四十九条 優
- 区分の指定を下位の優遇区分の指定に変更することができるものとする。 おけるその者の態度その他の事情を評価し、その評価に基づき、優遇区分を指定し、又は優遇 その評価期間における受刑態度に加えて、その反則行為の性質、軽重及び動機、反則行為後に 科せられるべき行為をいう。以下同じ。)をした場合において、必要があると認めるときは、 刑事施設の長は、第二号に規定する受刑者がその評価期間が経過した後に反則行為(懲罰を
- 刑態度を評価しなければならないものとする。ただし、第三号の規定により優遇区分を指定指定を行うに当たっては、その褒賞を行わず、又はその反則行為をしなかったものとして、受 し、又は優遇区分の指定を変更した場合において、相当と認めるときは、この限りでない。 対して褒賞を行った日又は受刑者がその反則行為をした日の属する評価期間に係る優遇区分の 前二号の規定により優遇区分を指定し、又は優遇区分の指定を変更した場合には、受刑者に
- 遇区分を、それら以外の場合には第三類の優遇区分を指定するものとする。 受刑態度が不良であることを示す事由として法務大臣が定める事由がある場合には第四類の優 を科されたことがある場合には第五類の優遇区分を、懲罰を科されたことがない場合であって で継続して刑事施設において刑の執行を受けている受刑者であって、優遇区分の指定を受けて 始された場合には、その開始の日)から起算して六月を経過する日の属する月の翌月の初日ま いないものについて、第二号の規定により優遇区分を指定すべき場合を除き、その日に、懲罰 刑事施設の長は、刑事施設における刑の執行の開始の日(刑事施設において残刑の執行が開
- 懲罰を科した場合には、優遇区分の指定を第五類の優遇区分の指定に変更するものとする。 刑事施設の長は、前号の規定により第三類又は第四類の優遇区分に指定されている受刑者に
- 優遇区分の指定は、次に掲げる場合には、その効力を失うものとする。 刑事施設の長が次に優遇区分を指定し、又はその指定を変更したとき。

八

- 受刑者が刑事施設から釈放されたとき。
- 九 囲内で、次条に定めるところによる処遇を行うものとする。 第一類から第四類までの優遇区分に指定されている受刑者には、 法及びこの規則の規定の
- 第五十四条 第一類の優遇区分に指定されている受刑者には、次に掲げる処遇を行うも (処遇内容) 法第四十条第二項の規定により、室内装飾品その他の刑事施設における日常生活に用いる物 のとする。
- 品を貸与し、又は一月に一回以上、嗜好品を支給すること。
- 三 法第四十一条第一項の規定により、食料品及び飲料について一月に一回以上、 おける娯楽的活動に用いる物品について、自弁のものの使用を許すこと。 一 法第四十一条第一項の規定により、寝衣、室内装飾品、サンダル、座布団及び余暇時間帯に 嗜好品につい
- 兀 て一月に二回以上、自弁のものの摂取を許すこと。 会をすることができる時間のおおむね二倍に定めること。 面会をすることができる時間を第一類の優遇区分に指定されている受刑者以外の受刑者が面
- 五. 面会をすることができる回数を一月につき七回以上に定めること、
- 受刑者が発信を申請することができる信書の通数を一月につき十通以上に定めること。
- 第二類の優遇区分に指定されている受刑者には、次に掲げる処遇を行うものとする。 刑事施設の長が第一類の優遇区分に指定されている受刑者に行う処遇として定めるもの
- の使用を許すこと。 法第四十一条第一項の規定により、室内装飾品、サンダル及び座布団について、自弁のもの
- 一条第一 項の規定により、 嗜好品について、一月に二回以上、 自弁のものの摂取を

3

- 面会をすることができる回数を一月につき五回以上に定めること。
- 五. 四 刑事施設の長が第二類の優遇区分に指定されている受刑者に行う処遇として定めるもの 受刑者が発信を申請することができる信書の通数を一月につき七通以上に定めること。
- 第三類の優遇区分に指定されている受刑者には、次に掲げる処遇を行うものとする。 法第四十一条第一項の規定により、室内装飾品、サンダル及び座布団について、自弁のもの
- の使用を許すこと。 法第四十一条第一項の規定により、嗜好品について、一月に一回以上、自弁のものの摂取を
- 面会をすることができる回数を一月につき三回以上に定めること。
- 五. 刑事施設の長が第三類の優遇区分に指定されている受刑者に行う処遇として定めるもの 受刑者が発信を申請することができる信書の通数を一月につき五通以上に定めること。
- 第四類の優遇区分に指定されている受刑者には、次に掲げる処遇を行うものとする。 受刑者が発信を申請することができる信書の通数を一月につき五通以上に定めること。
- (優遇区分の指定の手続等) 刑事施設の長が第四類の優遇区分に指定されている受刑者に行う処遇として定めるもの
- 前三条に定めるもののほか、優遇区分の指定及びその指定の変更の手続その他優遇措
- 置に関し必要な事項は、法務大臣が定める。 2
- 合を除き、法第九十三条に規定する作業を行うことを許すものとする。ただし、正当な理由な我工十八条 禁錮受刑者又は拘留受刑者には、刑事施設の管理運営上支障を生じるおそれがある場 (禁錮受刑者等の作業) 4 3
- 合には、二週間前までに申し出なければならない。 く、作業を怠ったことがある者については、この限りでない。 法第九十三条の規定により作業を行うことを許された者は、 作業を行わないことを希望する場 6 5
- (法第九十六条第一項に規定する法務省令で定める事由)
- 一 法第八十八条第二項の規定により開放的施設において処遇を受けていること。第五十七条 法第九十六条第一項に規定する法務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。
- 第一種又は第二種の制限区分に指定されていること。
- (位置把握装置の携帯又は装着) 仮釈放を許す決定がされていること。
- **第五十七条の二** 刑事施設の長は、外部通勤作業を行わせる場合において、次の各号のいずれにも を条件とすることができる。 量な装置をいう。以下この条及び第六十五条の二において同じ。)を携帯し、又は装着すること 該当するときは、外部通勤作業を行う受刑者が位置把握装置(その者の位置を把握できる小型軽 9 8 額を合算した額を超えてはならない。
- 外部通勤作業を行っている間の位置を随時把握することができる状態に置く措置を執る必要 あると認められること。
- (外部事業主との取決め) 二 位置把握装置を携帯し、 又は装着することが、外部通勤作業の目的を妨げないこと
- 第五十八条 いて行うものとする。 法第九十六条第三項の規定による外部事業主との間の取決めは、次に掲げる事項につ
- 外部通勤作業を行わせる期間
- 受刑者の行う作業の種類及び内容並びに作業時間
- 受刑者の安全及び衛生を確保するため必要な措置
- 外部事業主による受刑者の指導監督の方法
- 前各号に掲げるもののほか、外部通勤作業の実施に関し必要な事
- 前項の取決めは、書面で行うものとする。
- 法第九十八条第二項本文の規定による加算は、 毎月十五日までに行うものとする。

- 前項の加算を行ったときは、遅滞なく、その加算に係る金額を受刑者に告知
- 3 額をその者に告知するものとする。 刑事施設の長は、受刑者の釈放の際、 法第九十八条第二項ただし書の規定による加算に係る金
- (釈放前における作業報奨金の支給)
- の二分の一を超えてはならない。ただし、その範囲を超えた金額を支給することがその使用の目第六十条 法第九十八条第四項の規定により支給する金額は、その支給の時における報奨金計算額 的に照らして適当であると特に認めるときは、この限りでない。
- 第六十一条 法第九十九条又は第百条第一項の規定による作業報奨金に相当する金額又は死亡手当 金の支給については、第二十三条の規定を準用する。 (作業報奨金に相当する金額等の支給)
- 2 条第四項の規定による特別手当金の支給は、釈放の際に行うものとする。 法第百条第二項の規定による障害手当金の支給は、被収容者が治った後遅滞なく行い、
- (死亡手当金及び障害手当金の額の算出の基準)
- この条に定めるところにより算出する金額を基準とする。 第六十二条 法第百条第一項又は第二項の規定により支給する死亡手当金及び障害手当金の額は、
- という。)は、四千二十円とする。 死亡手当金及び障害手当金の額の算出の基礎となる額(以下この条において「支給基礎日額」
- 死亡手当金の額は、支給基礎日額に千六十を乗じて得た金額とする。
- 乗じて得た金額とする。 障害手当金の額は、別表第二に定める障害の等級に応じ、支給基礎日額に同表に定める倍数を
- 別表第二に定める程度の障害が二以上ある場合の障害の等級は、 重い障害に応ずる等級によ
- 次に掲げる場合の等級は、次の各号のうち最も有利なものによる
- 第十三級以上に該当する障害が二以上ある場合には、前項の規定による等級の一級 上位
- 第五級以上に該当する障害が二以上ある場合には、前項の規定による等級の三級上位の等級第八級以上に該当する障害が二以上ある場合には、前項の規定による等級の二級上位の等級
- 前項第一号の規定による障害手当金の額は、それぞれの障害に応ずる等級による障害手当金
- するものは、同表に定める当該等級の障害とする。 別表第二に定める各等級の障害に該当しない障害であって、同表に定める各等級の障害に相当
- 害の等級に応ずる障害手当金の額から、加重前の障害の等級に応ずる障害手当金の額を差し引く 障害の程度を加重した場合において行う障害手当金の額の算出については、その者の加重後の障。 既に障害のある受刑者が、法による支給の原因となる負傷又は疾病によって同一部位について ものとする。
- (特別手当金の額等)
- 第六十三条 法第百条第四項の規定により支給する特別手当金の額は、被収容者が治った場合にお 項までの規定に準じて算出した金額とする。ただし、受刑者が故意又は重大な過失によって負傷いて身体に残ると予想される障害を身体に残った障害とみなし、前条第二項及び第四項から第九 し、又は疾病にかかったときは、その全部又は一部を支給しないことができる。
- (法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情)
- 第六十四条 法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情は、 次に掲げる事情とす
- 親族その他の関係者に対する謝罪の意識が低いこと。 人の生命又は身体を害する罪により刑の執行を受けている者について、 その被害者及びその
- 十一条まで、 法(明治四十年法律第四十五号)第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八 第二百二十五条 (わいせつの目的に係る部分に限る。 以下この号において同じ。)

十一条第三項に係る部分に限る。)の罪の原因となる認知の偏り又は自己統制力の不足がある係る部分に限る。)、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条(同法第二百四 二百二十八条(同法第二百二十五条、第二百二十六条の二第三項又は第二百二十七条第三項に 第二百二十七条第三項(わいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第 第二百二十六条の二第三項(わいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。)

関する意識が低いこと。 から第三号まで(第二号及び第三号については、自動車を運転する行為に係る部分に限る。) は、自動車を運転する行為に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)若しくは第二項(第一号 百十七条の四第一項(第二号に係る部分に限る。)、第百十七条の五第一項(第一号に係る部分 二の二第一項 (第一号、第三号、第七号及び第八号に係る部分に限る。)、第百十七条の三、第 (平成二十五年法律第八十六号) 第二条から第五条までの罪を犯した者について、交通安全に に係る部分に限る。)の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律 (第一号に係る部分に限る。) 若しくは第三項若しくは第百十九条第一項 (第一号から第六号ま に限る。)、第百十八条第一項(第一号及び第四号から第六号までに係る部分に限る。)、第二項 「項、第百十七条の二第一項(第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。)、第百十七条の 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第百十六条第一項、第百十七条第一項若しくは第 第十号、第十二号及び第十四号から第二十号まで(第一号、第二号及び第十八号について

職場における人間関係に適応するのに必要な心構え及び行動様式が身に付いていないこと。

第六十四条の二 法第百三条第四項の規定による心情等の伝達は、刑事施設の職員により、 (被害者等の心情等の伝達の方法等) 口頭で

たときはその旨を通知するものとする。 したときはその旨及び伝達した日を、同項ただし書の規定により心情等の伝達をしないこととし刑事施設の長は、法第百三条第四項の申出をした被害者等に対し、その心情等を受刑者に伝達

行うものとする。

(法第百六条の二第一項に規定する法務省令で定める事由)

法第八十八条第二項の規定により開放的施設において処遇を受けていること。 下五条 法第百六条の二第一項に規定する法務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

第一種の制限区分に指定されていること。

仮釈放を許す決定がされていること。

(位置把握装置の携帯又は装着)

おいて、次の各号のいずれにも該当するときは、同項の規定による外出又は外泊(以下この条に第六十五条の二 刑事施設の長は、法第百六条の二第一項の規定により外出又は外泊を許す場合に いて「外出等」という。)をする受刑者が位置把握装置を携帯し、又は装着することを条件と

認められること。 外出等をしている間の位置を随時把握することができる状態に置く措置を執る必要があると

3

位置把握装置を携帯し、 第十一章 外部交通 又は装着することが、外出等の目的を妨げないこと

(面会の相手方の届出)

第六十六条 刑事施設の長は、受刑者及び死刑確定者に対し、面会の申出をすることが予想される 者について、 次に掲げる事項を届け出るよう求めることができる。

氏名、生年月日、 住所及び職業

自己との関係

予想される面会の目的

2 刑事施設の長は、前項の場合において、必要があると認めるときは、受刑者及び死刑確定者に四 その他刑事施設の長が必要と認める事項

同 .項各号に掲げる事項を証明する書類その他の物件の提出又は提示を求めることができ

(面会の申出書の提出)

第六十七条 刑事施設の長は、被収容者との面会の申出をする者に対し、次の各号 じ。)に掲げる事項を記載した申出書の提出を求めることができる。 刑確定者以外の被収容者との面会の場合にあっては、第一号及び第二号に限る。次項において同 (受刑者及び死

氏名、生年月日、住所及び職業

面会を希望する被収容者の氏名及びその者との関係

面会の目的

2 刑事施設の長は、前項の場合において、必要があると認めるときは、被収容者との とができる。 をする者に対し、同項各号に掲げる事項を証明する書類その他の物件の提出又は提示を求めるこ 面会の申

(面会の相手方の確認)

第六十八条 刑事施設の長は、被収容者との面会の申出があったときは、被収容者に対して、 申出をした者の氏名及び被収容者との関係について質問することができる

(面会の相手方の人数の制限)

|第六十九条||法第百十四条第一項(法第百十八条第五項(法第百二十三条において準用する場合を るときは、その人数は、三人を下回ってはならない。 及び第七十三条において同じ。)の規定により被収容者の面会の相手方の人数について制限をす 含む。)、第百十九条、第百二十二条及び第百二十五条において準用する場合を含む。第七十二条

(面会の場所の制限)

第七十条 被収容者の面会の場所は、刑事施設の長が指定するものとする。

2 るものを除く。)以外の被収容者の面会にあっては、第一号に掲げる場合に限る。)において、 事施設の規律及び秩序の維持に支障を生ずるおそれがないときは、この限りでない。 切り室」という。)とする。ただし、次に掲げる場合(受刑者(未決拘禁者としての地位を有す 被収容者の面会の場所は、被収容者と面会の相手方との間を仕切る設備を有する室(以下「仕 刑

被収容者が病室に収容されている場合その他の法務大臣が定める場合

一 親族と面会する場合その他の仕切り室以外の場所で面会することを適当とする事情がある

(面会の日の制限)

第七十一条 刑事施設の長は、被収容者としての地位の別ごとに、その刑事施設において面会(弁 おいて「面会日」という。)を定めるものとする。 ろうとする者(以下「弁護人等」という。)との面会を除く。)を許す日 護人又は刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第三十九条第一項に規定する弁護人とな (以下この条及び次条に

2 第二号に掲げる日の日数を差し引いた日数を下回ってはならない。 一月につき面会日として定める日数は、その月の日数からその月の第十九条第二項第一号及び

月前から刑事施設の公衆の見やすい場所に掲示する方法その他の方法により公告するものとす 各月の面会日は、その月の初日の一月前までに被収容者に告知するとともに、その月の初日

(面会の時間帯の制限)

第七十二条 法第百十四条第一項の規定により被収容者の面会の時間帯について制限をするとき は、その時間は、一日につき六時間(第十九条第二項第一号及び第二号に掲げる日を面会日とし て定めるときは、四時間)を下回ってはならない。

(面会の時間の制限)

第七十三条 法第百十四条第一項の規定により被収容者の面会の時間について制限をするときは、 その時間は、三十分を下回ってはならない。ただし、面会の申出の状況、面会の場所として指定 三十分を下回る時間に制限することができる。 する室の数その他の事情に照らしてやむを得ないと認めるときは、 五分を下回らない範囲内で、

いものの面会の回数についての制限は、弁護人等以外の者との面会の回数について行うことがでむ。)の規定による被告人又は被疑者である被収容者であって未決拘禁者としての地位を有しな 法第百十四条第一項(法第百二十二条及び第百二十五条において準用する場合を含

(面会の相手方の遵守事項の掲示)

第七十五条 刑事施設の長は、被収容者の面会の相手方(弁護人等を除く。)が遵守すべき次に掲 げる事項を具体的に明らかにして刑事施設内の見やすい場所に掲示するものとする。

はならないこと。 二条、第百二十三条及び第百二十五条において準用する場合を含む。)に該当する行為をして 法第百十三条第一項第一号イ又はロ(これらの規定を法第百十七条、第百十九条、第百二十

条、第百十九条及び第百二十三条において準用する場合を含む。)及びホ(法第百十九条、第 二十二条、第百二十三条及び第百二十五条において準用する場合を含む。)、二 (法第百十七 ならないこと。 百二十二条及び第百二十三条において準用する場合を含む。)に該当する内容の発言をしては 法第百十三条第一項第二号イからハまで(これらの規定を法第百十七条、第百十九条、第百

(信書の発受の相手方の届出)

第七十六条

氏名、生年月日、住所及び職業

自己との関係

予想される信書の発受の目的

その他刑事施設の長が必要と認める事項

(信書の作成要領の制限) 第六十六条第二項の規定は、前項の規定により届出を求めた場合について準用する

第七十七条 発する信書については、第二号に掲げる事項を除く。)について行うことができるものとする。による被収容者が発する信書の作成要領についての制限は、次に掲げる事項(弁護人等に対して及び第百四十四条において準用する場合を含む。次条から第八十条までにおいて同じ。)の規定 法第百三十条第一項(法第百三十六条、第百三十八条、第百四十一条、第百四十二条

信書の用紙及び封筒の規格並びに信書の作成に用いる筆記具の種類

通の信書に用いる用紙の枚数

回ってはならない。

被収容者が発する信書に用いる用紙の枚数について制限をするときは、その枚数は、 一枚の用紙に記載する字数その他信書の検査を円滑に行うために必要な記載方法 五枚を下

四百字を下回ってはならない。 被収容者が発する信書の一枚の用紙に記載する字数について制限をするときは、 その字数は、

(信書の発信の申請の日及び時間帯の制限)

の日及び時間帯について制限をする場合にも、 を受け付けなければならない。 時間帯について制限をする場合にも、緊急の発信の必要があるときは、その発信の申請刑事施設の長は、法第百三十条第一項の規定により被収容者がする信書の発信の申請

(発信を申請する信書の通数の制限)

限は、次に掲げる信書以外の信書について行うことができるものとする。*七十九条 法第百三十条第一項の規定による被収容者が発信を申請する信書の通数についての制

審査の申請、再審査の申請、法第百六十三条第一項又は第百六十五条第一項の規定による申

被告人又は被疑者である被収容者であって未決拘禁者としての地位を有しないものについ 弁護人等に対して発する信書

| 第八十条|| 法第百三十条第一項の規定による被収容者が信書を発する方法についての制限は、 掲げる方法に制限することにより行うことができるものとする。 次に

年賀特別郵便の取扱いを除く。)によるものを除く。)による方法 郵便(郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)第四十四条に規定する特殊取扱(速達及び

法第百三十条第一項の規定による被収容者が信書を受ける方法についての制限は、次に掲げる 電報による方法(緊急の必要がある場合及び弁護人等に対して信書を発する場合に限る。)

2

方法に制限することにより行うことができるものとする。 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第

二 電報による方法 第二項に規定する信書便による方法 六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条

(複数の被収容者にあてた信書等の取扱い)

第八十一条 複数の被収容者にあてた信書であって、被収容者が受けることを許すものは、 ちの一人に交付する。

するものについて、法第四十七条第一項の規定によりその者に引き渡すこととならない場合に の内容が記載されたもの、音を発する装置の付いたものその他信書以外の物品としての性質を有 内容(法第百二十九条の規定により削除し、又は抹消すべき箇所を除く。)を了知させるものと ことを禁止し、又は差し止める場合を除き、その者に、その物品の提示その他の方法によりその 含む。以下この条において同じ。)又は第百四十八条第三項の規定によりその者がこれを受ける は、法第百二十八条(法第百三十八条において準用する場合を含む。)、第百二十九条(法第百三 十六条、第百三十八条、第百四十一条、第百四十二条及び第百四十四条において準用する場合を 被収容者にあてた信書であって、被収容者が受けることを許すもののうち、紙以外の物品にそ

(死亡者の発受禁止信書等の引渡し)

第八十二条 法第百三十二条第一項又は第二項(これらの規定を法第百三十六条、第百三十八条、 条、第百四十一条、第百四十二条及び第百四十四条において準用する場合を含む。)の規定によ 管する信書の全部若しくは一部又は複製(法第百三十二条第五項(法第百三十六条、第百三十八 第百四十一条、第百四十二条及び第百四十四条において準用する場合を含む。)の規定により 信書等」という。)については、第二十三条の規定を準用する。 り引き渡さないこととされたものを除く。第九十二条第一項及び第九十八条において「発受禁止 (法第百四十六条第一項に規定する法務省令で定める事由)

第八十三条 法第百四十六条第一項に規定する法務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。 法第八十八条第二項の規定により開放的施設において処遇を受けていること。

第一種又は第二種の制限区分に指定されていること。

法第八十五条第一項第二号に定める指導を受けていること。

人道上の観点から特に必要と認められること。 面会することが極めて困難である親族と法第百四十六条第一項に規定する通信を行うことが

(翻訳等の費用の負担) 法第百四十六条第一項に規定する通信の相手方が第二十二条第三号に掲げる者であること。

| 第八十四条 | 法第百四十八条第一項後段又は第二項後段に規定する通訳又は翻訳の費用は、次に掲 ことが相当と認められる特別の事情があるときに限り、その者に負担させることができるものと げる場合を除き、面会等(面会又は法第百四十六条第一項の規定による通信をいう。以下この条 において同じ。)又は信書の発受の目的及び被収容者の負担能力に照らしてその者に負担させる

被収容者がその国籍を有する外国の大使、公使、 又はその者との間で信書の発受をする場合 領事官その他領事任務を遂行する者と面会

- 次に掲げる場合において、被収容者がその費用を負担することができないとき 被収容者が次に掲げる者と面会する場合
- 被収容者の親族
- (2) 上の重大な利害に係る用務の処理のため面会等をすることが必要な者 婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の被収容者の身分上、法律上又は業務
- (3) 者その他の面会等又は信書の発受によりその改善更生に資すると認められる者 受刑者について、その更生保護に関係のある者、その釈放後にこれを雇用しようとする
- 死刑確定者について、面会によりその者の心情の安定に資すると認められる者
- 被収容者が次に掲げる信書の発受をする場合
- 被収容者の親族との間で発受する信書
- (2)上の重大な利害に係る用務の処理のため発受する信書 婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の被収容者の身分上、 法律上又は業務
- ③ 受刑者について、その更生保護に関係のある者又はその釈放後にこれを雇用しようとす る者との間で発受する信書その他信書の発受によりその改善更生に資すると認められる
- 死刑確定者について、 信書の発受によりその心情の安定に資すると認められる信書

第十二章 賞罰

第八十五条 (褒賞) 法第百四十九条の規定による褒賞は、 次に掲げるものの授与により行うものとする。

(閉居罰の執行方法)

一万円以下の金額に相当する賞品 万円以下の賞金

賞票

第八十六条 閉居罰を科されている受刑者の居室は、単独室とする。ただし、刑事施設の長が閉居 罰の執行に支障がないと認めるときは、この限りでない。

慎させるため必要な限度で、その生活及び行動を制限することができる。 刑事施設の長は、閉居罰を科されている被収容者について、法に定めるところによるほか、 謹

(運動の機会の付与)

第八十七条 回ってはならない。 閉居罰を科されている被収容者に運動の機会を与える日数は、一週間につき一日を下

(反則行為をした疑いがある受刑者の隔離

らの反則行為に係る調査を並行して行うことが困難であるときは、この限りでない。が二以上ある場合であっても、一回に限り、これを行うことができるものとする。ただし、それ第八十八条 法第百五十四条第四項の規定による隔離は、受刑者がした疑いが現に存する反則行為 (法第百五十四条第四項に規定する法務省令で定める場合)

第八十九条 法第百五十四条第四項に規定する法務省令で定める場合は、 次に掲げる場合とする。

第十一条第一号及び第二号に掲げる場合

前二号に掲げる場合のほか、居室において行うことが困難な処遇を行う場合反則行為についての取調べの場合

ものとする。ただし、被収容者は、職員の面前に出頭して口頭で行うことに代えて、弁解を記載第九十条 法第百五十五条の規定による弁解は、これを聴取する職員の面前に出頭し、口頭で行う した書面を提出し、 又は被収容者を補佐する職員が弁解を録取する方法により弁解を行うことが

第十三章 釈放及び死亡

(刑の執行停止事由の通報)

第九十一条 刑事施設の長は、受刑者について、刑の執行を停止すべき事由があると思料するとき は、検察官に対し、その旨を通報するものとする。

(死亡の通知)

に対して行うものとする。ただし、交付すべき遺留物、支給すべき作業報奨金に相当する金額若第九十二条 法第百七十六条の規定による通知は、次に掲げる順序に従い、先順位にある一人の者 他の者のうち、先順位にある一人の者に対しても行うものとする。 を申請しない旨の意思を表示したときは、同順序に従い、その者と同順位又は下位の順位にある しくは死亡手当金又は発受禁止信書等がある場合において、通知を受けた者がその交付又は支給

第二十二条第一号に掲げる者

配偶者

三 子

六五四 父母 孫

祖父母

兄弟姉妹

2 る者に対し、前項に定めるところにより法第百七十六条の規定による通知を行うべき場合以外の4 外国の国籍を有する被収容者が死亡した場合には、刑事施設の長は、第二十二条第三号に掲げ 第二十二条第三号に掲げる者

場合においても、その旨を通知しなければならない。

(検視)

2 **第九十三条** 刑事施設の長は、被収容者が死亡したときは、その死体を検視するものとする。 警察官たる司法警察員に対し、その旨を通報しなければならない。 (死体の埋葬等) 刑事施設の長は、前項の検視の結果、変死又は変死の疑いがあると認めるときは、

検察官及び

第九十四条 刑事施設の長が被収容者の死体の埋葬を行うときは、その死体は、 理し、又は使用する墓地の墳墓に埋葬するものとする。 刑事施設の長が管

2 は使用する墓地の墳墓又は納骨堂に埋蔵し、又は収蔵するものとする。 刑事施設の長が被収容者の死体の火葬を行うときは、その焼骨は、刑事施設の長が管理し、 又

第十四章 労役場及び監置場

(労役場等への準用)

第九十五条第六条及び第六条の二の規定は、 いて準用する。 刑事施設に附置された労役場及び監置場の運営につ

(労役場留置者)

第九十六条 労役場に留置されている者については、その性質に反しない限り、この規則中の 受刑者に関する規定を準用する。 懲役

(被監置者)

第九十七条 監置場に留置されている者(以下「監置場留置者」という。) については、この規則 (第一章、第十六条及び第十一章を除く。) 中の各種被収容者に関する規定を準用する。

2 第四十一条第一項」とあるのは「法第二百八十九条第二項において準用する法第四十一条第一 第四十二条第一項各号に掲げる物品を除く。以下この条において同じ。)」と、同条第七項中「法 く。以下この条及び次条において同じ。)」とあるのは「物品(衣類、日用品及び文房具並びに法る。この場合において、第十五条第一項中「物品(法第四十二条第一項各号に掲げる物品を除 項」と、第十六条第一項中「法第四十一条第一項各号に掲げる物品及び寝具」とあるのは「衣 監置場留置者の自弁の物品の使用及び摂取については、第十五条及び第十六条の規定を準用す

じ。)」と読み替えるものとする。 日用品及び文房具(法第四十二条第一項各号に掲げる物品を除く。以下この条において同

3 定を準用する。 しない限り、第十一章中の受刑者(未決拘禁者としての地位を有するものを除く。)に関する規監置場留置者(次項に規定する者を除く。)の面会及び信書の発受については、その性質に反

Ŧi.

面会及び信書の発受については、その性質に反しない限り、第十一章中の未決拘禁者としての地・監置場留置者(刑事訴訟法の規定による勾留中に監置の裁判の執行を受けたものに限る。)の 位を有する受刑者に関する規定を準用する。

ついては、第十六条及び第十一章の規定にかかわらず、前三項の規定を準用する。 監置の裁判の執行のため法第二百八十七条第二項の規定により刑事施設に留置されている者に

第十五章 雑則

第九十八条 第二十二条、第二十三条及び第九十二条第一項の規定は、国際捜査共助等に関する法 禁止信書等について準用する。 .の官憲に引き渡した受刑者が死亡した場合におけるその者に係る遺留物、作業報奨金又は発受 (昭和五十五年法律第六十九号)第二十条第四項の規定により同法第一条第二号に定める要請

(施行期日)

第一条 この規則は、 行する。 法の施行の日 (平成十八年五月二十四日。 以下「施行日」という。) から施

(収容開始時の告知に関する特例)

(処遇要領の策定に関する経過措置)

第二条 第九条の規定は、法附則第三条の規定により読み替えて適用される法第十五条第一項前段 及び第二項の規定による告知について準用する

第三条 この規則の施行の際現に刑事施設に収容されている受刑者については、開始時指導を行う べき場合を除き、この規則の施行後速やかに、

第四条 この規則の施行の際現に刑事施設に収容されている受刑者(被勾留受刑者を除く。)につ いては、開始時指導を行うべき場合を除き、施行日に、制限区分を指定するものとする。 ものとする。 (制限区分の指定に関する経過措置) 法第六十一条第二項に規定する処遇要領を定める

その指定を変更し、処遇を行うものとする。 類、第四類又は第五類の区分(以下この条において「経過処遇区分」という。)を指定し、又は 日から最初に優遇区分を指定するまでの間、次に定めるところにより、第一類、第二類、第三 (最初に優遇区分を指定するまでの間の処遇に関する特例) - この規則の施行の際現に刑事施設に収容されている受刑者については、平成十八年六月一

経過処遇区分の指定及びその指定の変更は、刑事施設の長が行うものとする。

れ以外の者については、受刑態度その他の事情を考慮して、 までに掲げる編入されていた階級の区分に応じ、当該各号に定める経過処遇区分を指定し、そ 年司法省令第三十五号)第十六条第一項の階級に編入されていた者については、次のイからニ 省令(平成十八年法務省令第五十八号)第一条の規定による廃止前の行刑累進処遇令(昭和八 施行日に、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する 経過処遇区分を指定するものとす

一級の階級

第二級の階級 第三類の経過処遇区分

第三級の階級 第四類の経過処遇区分

第四級の階級 第五類の経過処遇区分

の経過処遇区分の指定に変更することができるものとする。 受刑者の受刑態度その他の事情を考慮して相当と認めるときは、 経過処遇区分の指定を上位

> 兀 の経過処遇区分の指定に変更することができるものとする。 おけるその者の態度その他の事情を考慮して相当と認めるときは、経過処遇区分の指定を下位 受刑者が反則行為をした場合において、その反則行為の性質、軽重及び動機、反則行為後に

好品について、二月に一回以上、自弁のものの摂取を許すものとする。 る受刑者には、第四十六条第四項各号に掲げる処遇を行うほか、法第十八条の規定により、 びこの規則の規定の範囲内で、第四十六条に定めるところによる処遇を行うものとする。ただ を行うほか、寝衣について、自弁のものの使用を許し、第四類の経過処遇区分に指定されてい し、第二類の経過処遇区分に指定されている受刑者には、第四十六条第二項各号に掲げる処遇 第一類、第二類、第三類又は第四類の経過処遇区分に指定されている受刑者には、それぞ . 第一類、第二類、第三類又は第四類の優遇区分に指定されている受刑者とみなして、法及 嗜

(平成十九年四月一日以後最初に優遇区分を指定するまでの間の優遇措置に関する特例)

第六条 この規則の施行の際現に刑事施設に収容されている受刑者については、平成十九年四月一 間とみなして、第四十五条及び第四十六条の規定を適用する。この場合において、 日以後最初に優遇区分を指定するまでの間は、平成十八年六月から同年九月までの期間を評価期 「六月」とあるのは、「四月」とする。 第四十五条中

して、受刑態度を評価しなければならない。 とみなされる期間に係る優遇区分の指定を行うに当たっては、その反則行為をしなかったものと、前条第四号の規定により経過処遇区分の指定を変更した場合には、前項の規定により評価期間

(改善指導に関する経過措置)

2

第七条 道路交通法の一部を改正する法律(平成十六年法律第九十号)第三条の規定の施行 号中「第二号から第四号まで」とあるのは、「第一号から第三号まで」とする。 (平成十八年六月一日) の前日までの間における第五十八条第三号の規定の適用については、 (信書の発受の方法の制限に関する経過措置) 同日

第八条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号) の施行の日(平成十九年十月一日)の前日までの間における第八十条第一項第一号の規定の適用 については、同号中「第四十四条」とあるのは、「第五十七条第一項」とする。

附 (平成一九年三月三〇日法務省令第二六号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。 (経過措置)

第二条 この省令の施行の日前に支給事由が生じた刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律(平 従前の例による。 おいて準用する場合を含む。)の規定による死亡手当金又は障害手当金の支給については、 成十七年法律第五十号)第七十九条第一項又は第二項(これらの規定を同法第五十九条第一 、 二 項 に

附 則 (平成一九年五月二五日法務省令第三五号) 抄

(施行期日)

|第一条 この省令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律(平成十八 年法律第五十八号。以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。 (収容開始時の告知に関する特例)

第二条 この省令による改正後の刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則(以下「新規則」とい 条第一項において準用する新法第三十三条第一項前段及び第二項の規定による告知について準 る改正後の刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号。以下 う。) 第九条の規定は、改正法附則第二条第一項の規定により読み替えて適用される改正法によ において準用する改正法附則第二条第一項の規定により読み替えて適用される新法第二百八十九 「新法」という。) 第三十三条第一項前段及び第二項の規定による告知並びに改正法附則第十二条

2

(一般用医薬品の自弁に関する経過措置)

おける新規則第三十二条第一項の規定の適用については、同項中「薬事法(昭和三十五年法律第 労働大臣が定める医薬品以外の医薬品」とし、同条第二項中「一般用医薬品」とあるのは「医薬 百四十五号)第二十五条第一号に規定する一般用医薬品」とあるのは「医療用医薬品として厚生 薬事法の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十九号)の施行の日の前日までの間に

(囚人及刑事被告人押送細則等の廃止)

第四条 次に掲げる省令は、廃止する。

囚人及刑事被告人押送細則(明治三十年内務省令第三十七号)

刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律施行規則

(明治四十一年司法省令第十八

被収容者等の領置物の管理に関する規則(平成九年法務省令第三十八号)

被収容者に係る物品の給与、貸与、自弁等に関する規則 (平成十四年法務省令第四十八号)

(施行期日) (平成一九年八月二四日法務省令第四九号)

この省令は、 道路交通法の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十号)の施行の日から施

(施行期日) 則 (平成二〇年三月三一日法務省令第一五号)

この省令は、 平成二十年四月一日から施行する。

2 なお従前の例による。 条において準用する場合を含む。)の規定による死亡手当金又は障害手当金の支給については、 法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。)及び第二百八十八 (平成十七年法律第五十号)第百条第一項又は第二項(これらの規定を同法第八十二条第二項(同 この省令の施行の日前に支給事由が生じた刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律

(平成二〇年五月三〇日法務省令第四〇号)

ら施行する この省令は、更生保護法 (平成十九年法律第八十八号) の施行の日 (平成二十年六月一日) か

則 (平成二一年三月三一日法務省令第一三号]

(施行期日)

この省令は、 平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

なお従前の例による。 条において準用する場合を含む。)の規定による死亡手当金又は障害手当金の支給については、 法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。)及び第二百八十八 (平成十七年法律第五十号)第百条第一項又は第二項(これらの規定を同法第八十二条第二項(同 この省令の施行の日前に支給事由が生じた刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 2 1

(平成二一年六月四日法務省令第三〇号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

施行期日) 則 (平成二二年三月三一日法務省令第一六号)

この省令は、 平成二十二年四月一日から施行する

(平成十七年法律第五十号)第百条第一項又は第二項(これらの規定を同法第八十二条第二項 この省令の施行の日前に支給事由が生じた刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 (同

> 法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。)及び第二百八十八 条において準用する場合を含む。)の規定による死亡手当金又は障害手当金の支給については、

(平成二三年三月三一日法務省令第一二号)

(施行期日)

一条 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

(支給基礎日額に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の日前に支給事由が生じた刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法 となる額については、なお従前の例による。 八条において準用する場合を含む。)の規定による死亡手当金又は障害手当金の額の算出の基礎 (同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。) 及び第二百八十 (平成十七年法律第五十号)第百条第一項又は第二項(これらの規定を同法第八十二条第二項

(障害の等級に関する経過措置)

第三条 この省令の施行の日前に生じた障害手当金又は特別手当金(刑事収容施設及び被収容者等 事由に係る障害に関する刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則(以下「規則」という。)別いて準用する場合を含む。)の規定による障害手当金又は特別手当金をいう。以下同じ。)の支給 百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。)及び第二百八十八条に の処遇に関する法律第百条第二項又は第四項(これらの規定を同法第八十二条第二項(同法第二 表第二の規定の適用については、なお従前の例による。

当金又は特別手当金の支給事由が生じた日から、この省令による改正後の規則別表第二の規定を 支給事由が生じたものを除く。)については、前項の規定にかかわらず、当該障害に係る障害手 適用する。 障害の程度の欄第十号に該当するもの(平成二十二年六月十日前に障害手当金又は特別手当金 の省令による改正前の規則別表第二第十二級の項障害の程度の欄第十四号及び同表第十四級の項 この省令の施行の日前に生じた障害手当金又は特別手当金の支給事由に係る障害であって、

則 (平成二三年五月二三日法務省令第一八号)

(施行期日)

附

第一条 この省令は、平成二十三年六月一日から施行する。 (優遇区分の指定又は変更に関する経過措置)

第二条 この省令による改正後の刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則第五十三条第三号及び 成十七年法律第五十号)第百四十九条の規定による褒賞を行った場合についても適用する。 第五号の規定は、この省令の施行の日前に刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 伞

(平成二四年四月六日法務省令第二〇号)

(施行期日)

年四月一日から適用する。 この省令は、公布の日から施行し、改正後の第六十二条第二項及び次項の規定は、 平成二十四

(経過措置)

二項(同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。)及び第二 百八十八条において準用する場合を含む。)の規定による死亡手当金又は障害手当金の支給につ る法律(平成十七年法律第五十号)第百条第一項又は第二項(これらの規定を同法第八十二条第 いては、なお従前の例による。 平成二十四年三月三十一日以前に支給事由が生じた刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関す

(平成二五年五月一六日法務省令第一三号)

(施行期日)

(経過措置)

年四月一日 この省令は、公布の日から施行し、 から適用する。 改正後の第六十二条第二項及び次項の規定は、 平成二十五

2 る法律(平成十七年法律第五十号)第百条第一項又は第二項(これらの規定を同法第八十二条第 百八十八条において準用する場合を含む。)の規定による死亡手当金又は障害手当金の支給につ 二項(同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。)及び第二 平成二十五年三月三十一日以前に支給事由が生じた刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関す なお従前の例による。

(平成二五年一一月一四日法務省令第二四号

号に掲げる規定の施行の日(平成二十五年十二月一日)から施行する。 この省令は、道路交通法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第四十三号) 附則第一条第

則 (平成二六年三月二八日法務省令第一三号)

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する

条において準用する場合を含む。)の規定による死亡手当金又は障害手当金の支給については、 法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。)及び第二百八十八 (平成十七年法律第五十号) 第百条第一項又は第二項 (これらの規定を同法第八十二条第二項 (同 (経過措置) この省令の施行の日前に支給事由が生じた刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律

附 則 (平成二六年五月二日法務省令第一九号)

律第八十六号)の施行の日(平成二十六年五月二十日)から施行する。 この省令は、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成二十五年法

則 (平成二六年一一月一〇日法務省令第三〇号)

成二十六年十一月二十五日)から施行する。 この省令は、薬事法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第八十四号)の施行の日 伞

則 (平成二七年四月一〇日法務省令第二一号)

(施行期日)

する規則第六十二条第二項及び次項の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。 この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の刑事施設及び被収容者の処遇に関 (経過措置)

百八十八条において準用する場合を含む。)の規定による死亡手当金又は障害手当金の支給につ 二項(同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。)及び第二 る法律(平成十七年法律第五十号)第百条第一項又は第二項(これらの規定を同法第八十二条第平成二十七年三月三十一日以前に支給事由が生じた刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関す なお従前の例による。 2

(平成二八年三月三〇日法務省令第一四号)

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

則 (平成二九年三月三一日法務省令第一六号)

(施行期日)

この省令は、 平成二十九年四月一日から施行する

条において準用する場合を含む。)の規定による死亡手当金又は障害手当金の支給については、 法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。)及び第二百八十八 (平成十七年法律第五十号)第百条第一項又は第二項(これらの規定を同法第八十二条第二項(同 この省令の施行の日前に支給事由が生じた刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律

(平成二九年七月一〇日法務省令第二八号)

十九年七月十三日)から施行する この省令は、刑法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第七十二号) の施行の 日 (平成)

附 則 (平成三〇年三月三〇日法務省令第一四号)

(施行期日

1

(経過措置) この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の日前に支給事由が生じた刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 条において準用する場合を含む。)の規定による死亡手当金又は障害手当金の支給については、 法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。)及び第二百八十八 なお従前の例による。 (平成十七年法律第五十号)第百条第一項又は第二項(これらの規定を同法第八十二条第二項(同

(令和元年五月一三日法務省令第二号

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の刑事施設及び被収容者の に関する規則第六十二条第二項及び次条の規定は、平成三十一年四月一日から適用する (経過措置)

第二条 平成三十一年三月三十一日以前に支給事由が生じた刑事収容施設及び被収容者等の処遇に 当金又は障害手当金の支給については、別表の上欄に掲げる期間のうち支給事由が生じた日が属 第二百八十八条において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。)の規定による死亡手 条第二項(同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。)及び 関する法律(平成十七年法律第五十号)第百条第一項又は第二項(これらの規定を同法第八十二 (差額給付) という。)とみなすものとする。 する期間に対応する中欄に掲げる額をその算出の基礎となる額(次条において「支給基礎日額」

第三条 別表の上欄に掲げる期間において支給事由が生じたことにより、刑事収容施設及び被収容 率を乗じた額を支給するものとする。 日額とみなして算出した額と支給済みの額の差額に同表の該当する期間に対応する下欄に掲げる 第五十八号)による改正前の刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律第七十九条第一項又は第 給を受けた者を含む。)に対しては、同表の該当する期間に対応する中欄に掲げる額を支給基礎 及び第百四十三条において準用する場合を含む。)の規定による死亡手当金又は障害手当金の支 を受けた者(刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律(平成十八年法律 者等の処遇に関する法律第百条第一項又は第二項の規定による死亡手当金又は障害手当金の支給 二項(これらの規定を同法第五十九条第二項(同法第百四十三条において準用する場合を含む。)

者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律による改正前の刑事施設及び受刑者の処遇等に関において準用する場合を含む。)の規定による特別手当金の支給を受けた者(刑事施設及び受刑 含む。)及び第百四十三条において準用する場合を含む。)の規定による特別手当金の支給を受け 第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。)及び第二百八十八条 た者を含む。)に対しては、前項の規定に準じて算出した額を支給するものとする。 する法律第七十九条第四項(同法第五十九条第二項(同法第百四十三条において準用する場合を 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第百条第四項(同法第八十二条第二項

_						丰
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	平成十八年五月二十四日から平成十九年三月三十一日まで	別表
三千九百七十円	四千六十円	四千八十円	四千百円	四千百二十円	四千百円	
百分の百四	百分の百五	百分の百六	百分の百八	百分の百九	百分の百十一	

	百分の百一	三千九百三十円	平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで
	百分の百一	三千九百二十円	平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで
2	百分の百一	三千九百四十円	平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで
	百分の百二	三千九百七十円	平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで
1	百分の百三	三千九百八十円	平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

則 (令和元年一一月一九日法務省令第四〇号)

は、道路運送車両法の一部を改正する法律(令和元年法律第十四号)の施行の日から施行する。掲げる規定の施行の日(令和元年十二月一日)から施行する。ただし、第二表に係る改正規定この省令は、道路交通法の一部を改正する法律(令和元年法律第二十号)附則第一条第二号に

| | | (令和二年三月三〇日法務省令第一九号)

(施行期日)

、経過措置) この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年一一月九日法務省令第五一号)

(施行期日)

(催涙ガス筒及びその発射機に関する経過措置)(この省令は、公布の日から施行する。

の廃棄をするまでの間、これらを管理するものとする。 2 刑事施設の長は、この省令の施行の際現に保有する催涙ガス筒及びその発射機については、そ

則 (令和四年三月二五日法務省令第二二号)

(旅行其巨)

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

1

附 則 (令和四年九月三〇日法務省令第三六号)

第三表に係る改正規定は同条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第二表に係る改正規定は同法の施行の日から、この省令は、道路交通法の一部を改正する法律(令和四年法律第三十二号)附則第一条第二号

附 則 (令和五年三月二〇日法務省令第五号)

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 (令和五年三月三〇日法務省令第一一号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

(施行期日) 附別(令和五年三月三〇日法務省令第二一号)

── (私別特量) (私別特量) (私別特量) (私別特量) (私別特量) (私別特量) (私別・日本の) (本別・日本の) (

む。)の規定による死亡手当金又は障害手当金の支給については、なお従前の例による。八十九条第一項において準用する場合を含む。)及び第二百八十八条において準用する場合を含百条第一項又は第二項(これらの規定を同法第八十二条第二項(同法第二百八十八条及び第二百百条第一項又は第二項(これらの規定を同法第八十二条第二項(同法第二百八十八条及び第二百三条第一項又は第二百八十八条及び第二百三十五条第一項とは第二十五条第一項といる。

則 (令和五年一一月三〇日法務省令第四七号)

年十二月一日)から施行する。 この省令は、刑法等の一部を改正する法律附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日(令和五

則 (令和六年三月二九日法務省令第二五号)

(施行期日)

附

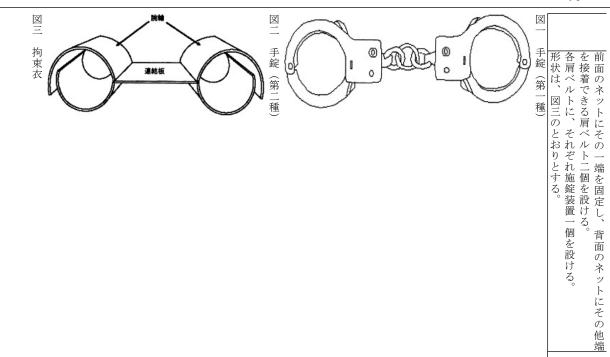
1

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

む。)の規定による死亡手当金又は障害手当金の支給については、なお従前の例による。八十九条第一項において準用する場合を含む。)及び第二百八十八条において準用する場合を含百条第一項又は第二項(これらの規定を同法第八十二条第二項(同法第二百八十八条及び第二百百条第一項又は第二項(これらの規定を同法第八十二条第二項(同法第二百八十八条及び第二百二条第一項では第二項(この省令の施行の日前に支給事由が生じた刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第(経過措置)

別表第一(第三十八条関係)

	、万		八厅	1) 1平			~		7,	ř.
拘					į	錠 手			縄 捕	種類
東 衣			種	二第	種	一第	種二	第	重一第	種類
トに腕ベルト及び取っ手各二個を設ける。前面のネットに着脱できる足ベルトー個を設け、背面のネッネット二枚を、その両側に設けたジッパーで連結する。十五センチメートルから百五センチメートルまで、横四縦百十センチメートルから百七十センチメートルまで、横四		は、図二のとおりとする。輪に、それぞれ施錠装置一個を	百十ミリメートルまでの台形状のものとすから百六十ミリメートルまで、下辺八十ミ	連結板は、縦おおむね八十ミリメートル、上辺十五ミリメー開閉可能な腕輪二個を連結板で結合する。	は、図一のとおりとする	各腕輪は、歯止めで止まり、施錠できるものとする。開閉可能な腕輪二個を鎖で連結する。	して元縄に固定し、輪状になる部分を設ける。縄の一端をおおむね四・五センチメートルのところで折り返メートルとする。	の直径はおおむね三ミリメートルとし、長さはおおむね元縄に固定し、輪状になる部分を設ける。	軋り一帯をおおかるトニセンチメートレのところで近り返しメートル以上十五メートル以下とする。 縄の直径はおおむね六ミリメートルとし、長さはおおむね三	造
する材質のものとする。 とする。 とする。 とする。 とする。 とする。 とが、ルトの施錠装置は、鉄又とする。 とが、 とび腕ベルトは、化学繊維製とする。 カード はこれと同等以上の強度を有いるが、 足ベルト とベルト とべルト	材質のものとする。 れと同等以上の強度を有する 腕輪の施錠装置は、鉄又はこ	高等以上の強いの芯地には	いる。側にはフェルトをそれぞれ	学繊維製の織物を、腕輪の内腕輪及び連結板の表面には化	;	を有する材質のものとする。鉄又はこれと同等以上の強度		化学繊維製とす	ろうな鋼索を用いる。縄の中心部には、柔軟かつ堅化学繊維製とする。	



級	四第	級三第	級二第	級一第	級等別 舞 画	हरे क
0	二九	〇五〇一	〇九一-	〇四三一	級等 表 数 倍	
七六五四三	= -	五四三二一	六五四三二-	八七六五四三二一	P見 (11111日111日11日1日1日1日 4 ンフハー	
足をリスフラン関節以上で失ったもの手の手指の全部の用を廃したもの下肢をひざ関節以上で失ったもの上肢をひじ関節以上で失ったもの上のをひじ関節以上で失ったもの耳の聴力を全く失ったもの	嚼及び言語の機能に著し眼の視力が○・○六以下	手指の全部を失ったもの 臓器の機能に著しい障害を残し 統の機能又は精神に著しい障害 は言語の機能を廃したもの	関節以上で失ったもの 関節以上で失ったもの 機能に著しい障害を残し、随時介護を要 機能に著しい障害を残し、随時介護を要 機能の二以下になったもの	肢 肢 肢 眩 部 系 及 が	害の程度	

16				
	級八第	級七第	級六第	級五第
	〇五四	〇六五	〇七六	〇九七
十 一足の足指の全部を失ったもの 一下肢に偽関節を残すもの 一下肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの 一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの 一下肢を五センチメートル以上短縮したもの	指を含み三の手指の用を廃したもの又は母指以外の四の手指の用を廃し指を含み二の手指を失ったもの又は母指以外の三の手指を失ったもの野し、又は一眼の視力が〇・〇二以下になったもの睾丸を失ったものの一つ一次下になったものの一つでである。	の五の手指又は母指を含み四の手指の用を廃しの形力が四十センチメートル以上の距離では普別が一様では、軽易な労務以外のでありがの機能又は精神に障害を残し、軽易な労務がの機能又は精神に障害を残し、軽易な労務がの機能又は精神に障害を残し、軽易な労務がの機能又は精神に障害を残し、軽易な労務がの機能又は精神に障害を残し、軽易な労務がの機能とは精神に障害を残し、軽易な労務がの職品の機能とでである。	五の手指又は母指を含み四の手指を失ったもの の三大関節中の二関節の用を廃したもの の三大関節中の二関節の用を廃したもの をができない程度になったもの とができない程度になったもの とができない程度になったもの とができない程度になったもの とができない程度になったもの とができない程度になったもの とができない程度になったもの とができない程度になったもの とができない程度になったもの とができない程度になったもの とができない程度になったもの とができない程度になったもの とができない程度になったもの	 八 両足の足指の全部を失ったもの 一 一眼が失明し、他眼の視力が○・一以下になったもの 一 一眼が失明し、他眼の視力が○・一以下になったもの 一 一眼が失明し、他眼の視力が○・一以下になったもの 一 一眼が失明し、他眼の視力が○・一以下になったもの
	た		話声	, -
	級一十第	級十第		級九第
1 1 1 4	00-	0 t =		○五三
	一手の母指又は母指以外の二の手指の用を廃したもの 一手の母指又は母指以外の二の手指の用を解することができない程度と 一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの 一限のまぶたに著しい運動障害を残すもの 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 一間の眼球に著しい運動障害を残すもの 一間の眼球に著しい運動障害を残すもの 一間の眼球に著しい変動障害を残すもの 一間の眼が一メートル以上短縮したもの	一足の足指の全部の用を廃したもの 生殖器に著しい障害を残すもの 外貌に相当程度の醜状を残すもの 田嚼又は言語の機能に障害を残すもの 田嚼又は言語の機能に障害を残すもの 田嚼又は言語の機能に障害を残すもの 正面視で複視を残すもの 正面視で複視を残すもの 正面視で複視を残すもの 正面視で複視を残すもの 正面視で複視を残すもの 正面視で複視を残すもの 正面視で複視を残すもの	四 一足の第一の足指を含み二以上の足指を失ったもの 一足の第一の足指を含み二の手指の用を廃したもの又は母指以外の三の手指の用を 一 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制 おの 胸腹部臓器の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制 の 一足の第一の足指を含み二の手指を失ったもの 一足の第一の足指を含み二以上の足指を失ったもの 一足の第一の足指を含み二以上の足指を失ったもの 一足の第一の足指を含み二以上の足指を失ったもの 一足の第一の足指を含み二以上の足指を失ったもの 一足の第一の足指を含み二以上の足指を失ったもの 一足の第一の足指を含み二以上の足指を失ったもの 一足の第一の足指を含み二以上の足指を失ったもの	以力 カ言しぶ盲力が 1 たない 1 から 2 から 2 から 2 から 2 から 2 から 3 から 3 から 4 から 4 から 4 から 4 から 4 から 4

級四十第	級 三 十 第	級二十等	存
〇五	〇 九		-
九八七六五四ものの一三一局部足手手肢は 耳以のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	又十十九八七六五四三二一	一 間の間野に著しい運動障害を残すもの 三 七歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 一耳の耳殻の大部分を欠損したもの 一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの 七 一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの 七 一手の小指を失ったもの 九 一手の小指を失ったもの 人 長管骨に変形を残すもの 九 一手の小指を失ったもの 一月の宗治、中指又は環指の用を廃したもの 九 一手の示指、中指又は環指の用を廃したもの 上二 一足の第二の足指を失ったもの 一月の宗治、中指文は環指の用を廃したもの 中二 一足の第一の足指を失ったもの 外貌に醜状を残すもの 中二 一足の第一の足指を失ったもの 中二 一足の第一の足指を失ったもの 中二 一足の第一の足指を失ったもの 中二 一段の第一の足指を失ったもの 中国 解析に対している。	の艮求こ客(ハ周布幾指章髺又は重動章